

ID: 244

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>補助金の交付</p>
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>名寄市共同飲料水施設等事業条例 第3条</p>
<p>例規番号</p>	<p>平成18年条例第144号</p>
<p>【根拠条文】 (補助対象) 第3条 市長は、次の区分により補助金を交付することができる。 (1) 水質が水道法(昭和32年法律第177号)第4条の基準に適合すると認められる共同飲料水施設及び飲料水設備の新設、増設及び改修事業 (2) 自然的若しくは不可抗力的要素により共同飲料水施設の水質が著しく悪化し、又は水源が枯渇したために行う取水工事に係る水質検査に要した費用等で市長が特に必要と認めたもの</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条から第6条までの規定による。 (補助要件) 第4条 補助対象となる共同飲料水施設及び飲料水設備は、次の各号の要件を具備するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (1) その施設の利用戸数が5戸以上であること。 (2) その施設の利用人口が100人未満であること。 (3) 飲料水として必要な衛生上の配慮がなされているものであること。 (4) その施設の維持管理が適正に行われるものであること。 (適用除外) 第5条 市長は、第3条第1項に該当する事業費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業費としない。 (1) 調査及び試験的な工事費 (2) 配水管から各戸に給水する給水管及び住宅等建物内部に係る工事費 (3) 家庭用以外で使用するための施設に係る工事費 (補助基準) 第6条 第3条に該当する事業に対する補助金額は、補助対象事業費の3分の2以内の額とし、当該事業の受益戸数に30万円を乗じて得た額を、また飲料水設備については当該事業の受益戸数に10万円を乗じて得た額を限度額とする。ただし、他の補助事業を導入した場合は、その補助額を減じて得た額の2分の1以内とし、当該事業の受益戸数に30万円を乗じて得た額を、また飲料水設備については当該事業の受益戸数に10万円を乗じて得た額を限度額とする。</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------------	---------	-------